

## 第2回野生動物委員会の会議概要 (小動物臨床部会個別委員会)

日時 平成18年1月20日(金) 13:30~16:30

場所 日本獣医師会・会議室

### 出席者

【委員】	浅野 玄	岐阜県獣医師会(岐阜大学講師)
	加藤 千晴	(神奈川県自然環境保全センター自然保護公園部野生生物課副技幹)
	小林 眞	大阪府獣医師会(大阪府羽曳野食品衛生検査所副所長)
	小松 泰史	東京都獣医師会副会長(新ゆりがおか動物病院院長)
	坂庭 浩之	群馬県獣医師会(群馬県北部食肉衛生検査所食鳥検査グループ主幹)
	高島 一昭	鳥取県獣医師会(鳥取県動物臨床医学研究所評議員)
	成島 悦雄	東京都獣医師会(東京都多摩動物公園飼育課課長補佐兼飼育調整係長)
	羽山 伸一	東京都獣医師会(日本獣医畜産大学助教授)
	溝口 俊夫	福島県獣医師会理事(福島県鳥獣保護センター長)
	山口千津子	東京都獣医師会(日本動物福祉協会獣医師調査員)

【本会】 山根 義久(会長)、細井戸 大成(小動物臨床部会部会長)、  
大森 伸男(専務理事)ほか

### 議 事

- 1 第1回野生動物委員会の検討結果
- 2 外来生物に対する獣医師会の考え方
- 3 特定外来生物の取扱い

### 会議概要

羽山委員長から開会が宣言された後、山根会長から挨拶があった。挨拶の概要は以下のとおり。

- (1) 部会委員会では、積極的に検討・協議を行っていただき、その結果を理事会に提言していただきたい。
- (2) 獣医学系大学においても、一部の大学を除き野生動物に関する教育の環境が未整備である。
- (3) 野生動物に対する社会の関心・ニーズは年々高まっている。獣医学科で新入生ガイダンスを行っても、野生動物保護に関わる分野に興味を示す学生が多い。

- (4) 野生動物の問題が各地でクローズアップされてくる中、「動物たちが幸せに暮らせない地球は人類にとっても住みにくい」という視点に立ち、獣医師会がさらにリーダーシップを発揮し、野生動物の保護・管理のあり方を示していく必要がある。

## 1 第1回野生動物委員会の検討結果

事務局から資料に基づき第1回委員会の検討結果が説明され、主に以下の項目が確認された。

- (1) 「外来生物の捕獲等、取扱いについての考え方」に関わる下記の内容は次回(第2回)委員会までに案をまとめることとされ、項目ごとの論点を取りまとめる担当委員が以下のとおり決定された。

ア 外来生物に対する獣医師会としての考え方について

(ア) 外来生物との関わりを市民と獣医師それぞれの立場でどう考えるべきか等、外来生物対策の基本的考え方等に係る事項を山口委員に。

(イ) 外来生物に関する現状の把握、輸入制限等法制面を含む課題の整理と今後の対策の進め方、一般市民への環境教育のあり方等に係る事項を浅野委員に。

イ 特定外来生物の取扱い

外来生物法、鳥獣保護法等現行法の枠組みの中で、「どの外来生物に対し、どの法に基づいて、どのような対策がとられているのか」を委員長と事務局において整理する。

- (2) 「外来生物の捕獲とその後の取扱い」については、全国自治体での参考となる外来生物取扱い事例をまとめる。
- (3) 「野生動物の安楽死に関する技術指針」について、来年夏を目途に何らかのガイドラインを示す。
- (4) 小動物臨床部会において、「家庭動物」「実験動物」「野生動物」といった概念について整理する予定である。

## 2 外来生物に対する獣医師会の考え方(協議)

- (1) 山口委員から、提出資料「なぜ野生動物はペットとして飼育すべきではないか」に基づき、一般市民向けに「野生動物を飼うべきではない」ことを普及啓発すべきとの説明があった。大要は次のとおり。

ア 野生動物に対しても、家庭動物と同様の感覚で「好き・かわいい」との理由で家庭での飼育を始め、手に負えなくなると遺棄する。野生動物の飼育は難しいという知識がほとんど普及していない。

イ 野生動物にはそれぞれ本来の生態があり、飼育する際にはそれを考慮しその飼育環境を整えるべきである。

ウ 野生動物を家庭で飼育することにより、以下の問題が生じる可能性がある。

(ア) 生息地における個体数の減少・絶滅を招く。

- (イ) 輸送が動物にストレスを与える。  
(ウ) 適正な飼育環境を維持することが困難なため、動物福祉における「5つの自由」が確保できない。

5つの自由： 飢えと渇きからの自由  
不快からの自由  
痛み・負傷・疾病からの自由  
恐怖や抑圧からの自由  
自然な行動をする自由（本来の習性を発揮する自由）

(エ) 逸走・遺棄により生態系に多大な影響を及ぼす。

(オ) 未知の感染症の危険がある。

エ こうした点から、市民に野生動物をペットとして飼うべきではないことを啓発する、すでに飼育している場合は5つの自由を満たす環境のもとでの終生飼養を徹底する、獣医師は市民への啓発・指導を推進する立場にあることを認識する、獣医師による安楽死等の措置の必要性を理解することが必要である。

(2) 山口委員の説明を受けて以下の意見交換が行われた。

ア 「家庭で飼うべきではない」とすることに異論はないが、動物園で飼うことの是非、野生復帰が困難な救護動物を里親として飼う場合の是非など、個別に検討すべき分野もある。「飼うべきではない」とするよりも、「こういう基準を十分満たした上で飼うべきである」という取りまとめ方のほうがよいのではないか。

イ 傷病鳥獣と健康な個体とでは考え方が変わってくる。また、5つの自由については、飼育の目的、場所にかかわらず確保すべき事柄である。

ウ 「野生動物を飼うための基準を明確にしてはどうか。動物園では基準はないのか。」との質問に対して、成島副委員長から「動物展示施設の数是全国で約1,000といわれているが、ここには歴史や実績のある各地の動物園から民家の庭先で野生動物を展示しているようなところまで、飼育状況は玉石混交である。ただし、全国160の動物園と水族館が加盟する日本動物園水族館協会では動愛法の基準よりもやや高く設定した協会の基準をクリアすることを入会の条件としている。」との説明があった。

エ 「野生動物」といっても、輸入野生動物と在来の野生動物の区別をしっかりとすべきである。商業ベースで国外から持ち込まれる野生動物を外来生物として規制し、管理するべきである。

オ 種や個体に関わる「生命倫理」と生態系や公衆衛生に関わる「環境倫理」とを整理して取りまとめしていくのがよいのではないか。

カ 人が動物を守るという「愛護」の視点が強調されすぎるのは問題である。外来生物を飼うべきではないことは方向性として確かなことであり、販売者、一般市民、飼養者それぞれに対して、「このようにすべきである」という具体的な施策を獣医師の立場から提案することが必要ではないか。

キ 動物愛護は個人の考えに基づくところが大きいですが、動物の福祉や生態系保全是共通する行動規範である。

ク 果たして野生動物の救護は必要なのか。ということがある。動物愛護の観点から、  
といてしまえばそれまでだが、人為的ではなく自然界で負傷した動物は淘汰されていくのが自然な生態系の姿であり、それをも含めて多様な生物のバランスが保たれていくような生態系を保全するのがわれわれ人間の役割ではないか。

ケ 動物園における展示動物については、種の保存の役割も注目されるべきではないか。動物にとってできるだけ快適な環境を心がけることは大切だが「無理やりつれてきたかわいそうな野生動物を異質な環境に閉じ込めて飼うのが動物園」とする一部の見方はやや偏りがある。

コ まず、身近な問題として各地の獣医師が直面するのは、「自分の診療施設に野生化した外来生物が持ち込まれた場合どうするのか。」ということである。救護を優先すべきか、法に基づいて対応し、必要であれば処分するのか、さらに処分する場合はどのような手順で行うのか、といった事柄に対し、獣医師会が考え方や方針等を示すことは会員に対する責任である。

サ 日本古来の野生動物は、昔から人間により飼育・繁殖が行われてきた例もある。考えなければいけないのは、人によって海外から移入された野生動物である。爬虫類については飼育用に繁殖したものを日本向けに輸出している実態もあると聞く。こうなると、もはや野生動物ではなくなる。一般の人の誤解を防ぐ意味でも、今後の議論ではまず「外来生物」に話を絞り、「野生動物に由来し、ペット用や展示用等として輸入された本来国内には生息していない動物」に対する考え方を検討することにしてはどうか。対象を明確にしたほうが議論がクリアになる。

(3) 羽山委員長から、「前期委員会では、傷ついている動物に手を差し伸べるのは人として自然な感情であり、なされるべきこととした一方、救護した野生動物を自然に帰すかどうかは個別の判断にゆだね、救護すべきか、処分はどうすべきかには踏み込まなかった。」としたうえで、「外来生物は人が持ち込んだものであり、家畜由来の野生動物や野生化した犬猫とは別である。ここでは、外来生物に対する日本獣医師会の見解をまとめることとしたい。」と説明された。

(4) 浅野委員から、委員とりまとめ資料「特定外来生物被害防止法の施行等に伴う課題と対応」に基づき大要以下のとおり説明された。

ア 外来生物の侵入対策に関する現状の把握について

(ア) 特定外来生物に指定された外来種は、国が防除方針を公示し、関係自治体などと協力して対策に当たることとなっている。

(イ) 野生動物対策関係者は、各地域で定着した外来種の現状の把握に努めるとともに、調査研究やモニタリングに協力する必要がある。

イ 輸入制限等法制面を含む課題の整理と今後の対策の進め方について

(ア) 海外からの生物の持込に対しては、外国為替及び外国貿易法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、感染症予防法、狂犬病予防法、外来生物法等により規制や監視がなされている。

(イ) わが国の現行法は、危険種や希少種などごく一部の外来種しか規制の対象にし

ていない「ダーティリスト(ブラックリスト)」方式である。そのため、生態系への影響が考慮されないまま多くの外来生物が輸入されている。一方、厳しい検疫措置をとっているニュージーランドでは、リスクアセスメントを経て安全性が確認された種以外は防除対象とする「クリーンリスト(ホワイトリスト)」方式がとられている。

(ウ) 外来生物は定着した後で防除対策を講じると莫大な費用と労力を要するが、排除の成功例は世界的に少ない。

(エ) 輸入時の外来種対策としては、輸入国の許可を義務付ける、輸入者に対し国内に与える影響のリスク評価を義務付けて、クリーンリスト方式とする、危険性が高い種は原則輸入禁止とする、等が有効である。

ウ 一般市民への環境教育のあり方について

(ア) 野生動物をペットとして飼育することは、原則禁止にすべきである。

(イ) 一般市民に対して、獣医師会が中心となって、飼育動物の適正な管理を指導するとともに、野生化した動物への餌付けやペットの遺棄がもたらす影響についても正しい情報を普及する必要がある。

エ 日本獣医師会として考え方を出すならば、獣医師のみならず、一般市民に対してもわかりやすいものにしなければならない。また、言葉の定義などを明確にし、読み手のイメージの違いによる誤解が起らないように注意する必要がある。

(5) 浅野委員の説明を受けて、以下の意見交換が行われた。

ア 日本獣医師会として見解を出すポイントは、法でカバーできない部分について指針を示すことである。「野生動物は飼うべきではない」、「野生動物の保護は獣医師の責務である」ということを示していく必要がある。

イ 生態系の保護に動物の処分が伴うことはわれわれにとっては常識だが、一般の人にとっては想像できないことではないか。動物の命を救うはずの獣医師が動物の命を絶つことに対する抵抗感は強いと予想される。しかし、獣医師は動物の専門家であり、安楽死を含めた適切な処分は獣医師にしかできない。生態系を守るということはどういうことか、適切な処分とはどういうものかをしっかりと説明する必要がある。

ウ 例えば公園に外来種と在来種が共存していた場合、市民感情としてはどちらも大切にしてほしいということになるだろう。ある公園では、傷ついたコブハクチョウのためにリハビリテーションのための小屋を建てている。行政も議会も市民感情に配慮した施策をとりがちであり、感情に流されないためにも、外来生物に対する考え方をしっかりと示し、市民への啓発に力を注ぐべきである。

エ 開業獣医師の立場としては、生態系の保護のためには処分への協力も必要だという理解はあっても、「あの先生は安楽死をやっている」という評判がたつと捕まえた野良猫などを処分してほしいという人が次々にやってくる事態が心配である。

オ 外来生物法の施行に伴い野生動物の捕獲と処分を考えるに当たっては、動物医療を提供する立場から見た野生動物の位置づけを、生態系への影響、人の公衆衛生の確保、動物福祉、それぞれの観点に立ち整理する必要がある。

- (6) これまでの検討を受けて、羽山委員長から、外来生物に対する考え方についての取りまとめ案として以下の流れが示された。
- ア 外来生物の定義
  - イ 「外来生物の問題」とは具体的にどういうものなのか  
外来生物による生態系や農産物等に対する被害の現状  
野生化して被害をもたらしている外来生物の多くが飼育動物由来であることから、獣医師が責任を持って対応すべき事柄であることを認識する。
  - ウ 問題を引き起こす外来生物は2つに大別される。
    - (ア) 野生動物を家庭で飼育していたものが逸走した、あるいは遺棄されたもの
    - (イ) 飼育動物や家畜が逸走し、あるいは遺棄され、野生化したもの
  - エ 大別されたそれぞれに対して以下の獣医師会としての考え方を示す。
    - (ア) 野生動物については、そもそも家庭で飼育すべきではないことを理由等とともに示す。
    - (イ) 飼育動物については適正飼養を求める。マイクロチップの普及など、適正飼養の方法を示す。
  - カ 獣医師会としての目標は「生態系からの除去」である。
  - キ 除去する動物の取扱いについては、「人道的に扱う」ことを基本姿勢とする。
    - (ア) 特定外来生物は二度と野生復帰させない。
    - (イ) その他の外来生物についても、生態系を攪乱するような野生復帰はすべきではない。
  - ク 獣医師会として環境教育に大きな役割を果たすことが必要である。
- (7) 羽山委員長の取りまとめ案に対し、委員から以下の意見がなされた。
- ア 外来生物の分類についてはさらに細分化して検討すべきではないか。例えば、家畜動物由来、在来の野生動物、外来の野生動物、野生化しすでに定着している動物等に分け、それぞれに対応する指針を作成してはどうか。
  - イ 外来種対策は、獣医師のみならず一般市民の理解を得ることが大切。あまり細かく分けると、判りにくくなるのではないか。
  - ウ 分類としては野生動物由来か飼育動物由来かの2つとし、野生動物由来の中にいくつかの種類がある、ということにしてはどうか。その上で、外来生物は生態系から除去するものとし、まず特定外来生物から取り組もう、という流れではいかがか。
  - エ 大阪府では、野良犬の頭数を“野良”アライグマの頭数が上回るような現実に直面している。アライグマは狂犬病の危険を伴っているのに法的な対策が何ら講じられていない。一般の人はアライグマと狂犬病が結びついていない。パニックを引き起こしてはならないが、正しい知識を伝えるべきである。その中で、アライグマ対策を狂犬病予防法の枠組みの中に組み込むことなどが検討されてもよいのではないか。米国ではアライグマからの狂犬病発症例も数多く報告されている。
  - オ 外来生物について、「現状では制度が不十分であることを説明し、仕組みの整備に努めるべきである。」ということを取りまとめに盛り込むべきである。

カ 動物園については、あまりに劣悪な環境はもちろん改善すべきだが、動物の福祉に反するという見方に対して、動物園の存在価値を認める見方をしっかり打ち出していくべきである。

キ 外来生物法では、動物種の指定に当たってその生物がインベシブ（生態系に対する侵略者的存在）かどうかをよりどころにしている側面がある。外来生物法に指定されていないものは、国としては放置することとされたといえる。しかし、地域的には十分インベシブであるケースもあるので、地域によってその対応はケース・バイ・ケースであるとした前回の取りまとめの流れを踏襲してはどうか。

(8) 細井戸部会長から、以下の意見がなされた。

ア 野生動物の分類については、シンプルな分け方のほうがよい。

イ 対策の中で、法整備されているものとされていないものについて区別して考えることが必要である。

(ア) 法整備されているのはごく一部であり、これについては、法の趣旨を正しく理解し、適切に運用するためにどうすべきかを示す。

(イ) 法整備されていないものについては、どのような対策が必要であり、今後どのような仕組みが必要かを示す。

ウ 各論はともかく、外来生物に対する生態系からの除去の必要性は確かである。獣医師会として、繰り返し「生態系からの除去」を呼びかけ続けることが必要で、この考え方が普及しない限り前に進めない。処分の方法は動物に可能な限り苦痛を与えないことを考慮して標準的な方法を示し、処分施設における実際の方法については、今後の議論を待つこととしてはどうか。

## 2 特定外来生物の取り扱い（協議）

(1) 次に、捕獲された特定外来生物の取扱い（処分にに関するガイドラインを含む）についての検討がなされた。

ア 生態系からの除去を前提とすれば、取扱いの方向としては、「終生飼育」と「処分」の2つしかない。

イ 終生飼育においては、誰が、どこで、どのように飼うのかが課題となる。処分については、更に具体的な技術指針が必要である。

ウ ある県で検討中の防除実施計画では、実際の防除は市町村が行うとし、終生飼育のための里親を募り、応募した人が要件（適切な飼育施設を持つか、個体識別措置や不妊化措置を適切に行えるか等）を満たすかどうか県が判断し、飼育を許可するという方針である。

エ 大阪府では、許可されて家庭で飼われているアライグマは2例しかない。

オ 鳥取県では、アライグマへのマイクロチップ注入が条例で義務付けられた。

カ 外来生物法の中での特定外来生物であるアライグマ等の考え方は、これまでペットとして飼育していたものは一代限りとし、生態系からの防除促進のために責任ある飼育を義務付ける。

キ 現実に開業獣医師が、特定外来生物を含む防除対象の動物の診療を依頼された場

合、どうするのか。

- ク 特定外来生物の場合、基本的に移動の禁止が定められている。発見場所からの通報に対しては「そのままにして下さい。」とし行政の判断を仰ぐよう指導する、病院まで来てしまった場合は行政に連絡した後、事後の措置を相談することになる。
- ケ 現場をあくまで獣医師の「きてしまったらどうするのか。」という問いに対する答えを獣医師会としてしっかり用意すべきである。「生かしてもいいし、殺してもいい。」という選択を迫るのは、開業獣医師の立場には酷ではないか。処分するという方針を明文化し、連れてきた人にもしっかりと説明した上で、「とにかく処分することになっていますからご承知ください。」と話すほうがよい。行政が終生飼育のための施設を十分に確保できない限り、処分の方向しか選択の余地はない。
- コ 公益法人として、生態系の保全のために活動することを明確に打ち出し、特定外来生物を連れてきた市民に対して考え方を説明し、安楽死をしますと伝え、実施することが必要。感情論に押し流されていてもはじまらない。
- サ 具体的に獣医師会としてどの部分を担えるかについては、自治体が定める防除実施計画がもとなるので、まだ策定されていないところでは、まず作る必要がある。そして行政と連携し、処分の具体的な仕組みを作っていくことが大切。
- シ 処分に関しては、一元的に行政が担えばよく、開業獣医師は関係ないとする向きもあるが、公務員獣医師だけでは対応できないところもある。また多くの場合、傷害鳥獣が持ち込まれる先は開業獣医師のところである。狂犬病予防注射と同じように、獣医師会が自治体からの委託を受けて公益のために活動する場として特定外来生物の処分が規定されるような仕組みを作ることも検討してはどうか。

(2) アライグマ対策として、小林委員から大阪府の例が紹介された。

- ア 一般市民向けに「知って防ごうアライグマの被害」と題するリーフレットを作成して、啓発活動を行っている。
- イ 有害鳥獣としての捕獲頭数は、平成 14 年度には 8 頭であったが、15 年には 42 頭、16 年は 222 頭、17 年は 10 月末現在ですでに 246 頭となっている。
- ウ 大阪府の支援体制は、大阪府動物一時保護センター、南部支援施設、北部家畜保健衛生所、南部家畜保健衛生所の 4 箇所ととられている。家畜保健衛生所の協力を得られたのが大きく、ケタミンとバルビタールによる処分を実施している。
- エ 傷害鳥獣の保護収容について、府内獣医師会の推薦による「救護ドクター」を知事が指定し、府民が搬入した傷害野生鳥獣の収容を行っている。それを補う「救護ボランティア」制度もある。救護ドクターには、報償費として府から経費負担がなされている。

(3) 野生動物に関わる問題として、ケタミンの麻薬指定に関する動きが紹介された。

- ア 大森専務理事から、平成 18 年 1 月 13 日付日獣発第 207 号「ケタミンの麻薬指定の動きと麻薬製剤取扱の対応について」が説明され、日本獣医師会から厚生労働省、農林水産省および製剤メーカーに対し、ケタミンの麻薬指定の理由の明確化とともに、麻薬指定された場合の動物医療におけるケタミンの円滑使用の確保、製剤



流通の確保等に関し要請を行ったことが説明された。また、ケタミンを使用しない代替法については獣医麻酔外科学会に対し見解を求めていることが説明された。

イ 羽山委員長から、日本哺乳類学会、日本野生動物医学会、野生生物保護学会の連名で厚生労働大臣あてに「ケタミンの麻薬指定に関する要望書」が提出されたことが説明された。この中では、野生動物医学領域におけるケタミンの使用の実態を正しく理解し、今後も円滑な使用が可能となるよう配慮を求めていることが説明された。

ウ 成島副委員長から、動物園水族館協会も同様の要請を行っていることが紹介された。

- (4) 現在進んでいる鳥獣保護法の改正について、羽山委員長から「環境省では足掛け5年に渡って検討してきたが、今回の改正の目玉はもともと、環境省や各自治体に野生動物の専門技術者を置くことだった。実際、獣医師も鳥獣保護法では何ら位置づけられていない。そこで国として一定の資格制度を作ることを目指した。しかし法制局から新たな規制につながるとしてこれが頓挫し、これといった目玉のない改正になってしまった。獣医師との係りを考えたとき、農水省をはじめとする獣医師関係省と獣医師会が連携を保つ努力が必要である。」との説明がなされた。

#### まとめ

羽山委員長から、本委員会においては、獣医師会が「自治体との連携のもと、防除実施計画をはじめルールづくりを進める。定められた枠組みの中で、社会的役割を果たす努力をする。ことを基本的方針として報告書を取りまとめる。」旨確認され、了承された。

- (1) 「外来生物に対する獣医師会の考えかた」については、これまでの検討を受けて委員長が原案を作成し、各委員の意見を今後メールで交換しながら修正を進め、次回委員会で提示することとされ、了承された。
- (2) 「特定外来生物の取扱い」については、外来生物法に基づき各自治体が本格的に動き始める今年4月以降、夏までに事務局により地方会を通じて全国各地の状況を調査することとされた。その上で、処分方法の技術指針等を含め、米国獣医師会の例を参考に今後検討し、方向を定めることとされた。
- (3) 次回委員会は4月以降、日程調整の上、開催することとされた。